（別記２）

廊 下 の 設 置 状 況

建物の名称	階別	廊下の幅（m）		療養病床に係る病室との隣接	廊下の両側の手すり	患者の使用の有無
		両側居室	左以外			
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無
				□有・□無	□有・□無	□有・□無

（注）1　□欄には該当するものを■で表示すること。

2　建物ごと，各階ごと，廊下ごとに平面図との突合に留意して記入すること。

3　「廊下の幅」欄には，手すりを含めない幅を記入すること。ただし，療養病床（平成10年4月1日現在で既に開設許可を受けている診療所又は平成10年4月1日の時点で既に開業しており，医療法第8条に基づき，開業後10日以内にその旨の届出を行っている診療所の建物で，同日現在で現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み，同日以後に増築又は全面的に改築された部分を除く。）の病床を転換して設けられたものを除く。）の廊下については，手すりを含めた幅で差し支えない。